遺 産 分 割 協 議 書

令和４年６月２０日、〇〇市〇〇町〇番地 法務太郎 の死亡によって開始した相続の共同相続人である法務花子、法務一郎及び法務温子は、本日、その相続財産について、次のとおり遺産分割の協議を行った。

相続財産のうち、下記の不動産は、法務一郎（持分２分の１）及び法務温子（持分２分の１）が相続する。

この協議を証するため、本協議書を３通作成して、それぞれに署名、押印し、各自１通を保有するものとする。

令和４年７月１日

〇〇市〇〇町二丁目１２番地　　　 法務 花子  実印

〇〇郡〇〇町〇〇３４番地 　　  法務 一郎  実印

〇〇市〇〇町三丁目４５番６号　　法務 温子  実印

記

不動産

　所　　　在　〇〇市〇〇町一丁目

　地　　　番　２３番

　地　　　目　宅地

　地　　　積　１２３・４５平方メートル

　所　　　在  〇〇市〇〇町一丁目２３番地  
　家屋番号　２３番

　種  　 類　居宅

　構  　 造　木造かわらぶき２階建

　床面積　１階 ４３・００平方メートル

　　　　       ２階 ２１・３４平方メートル